

Greenガーデン居宅ケアプランニング高江

(サービスの種類：指定居宅介護支援)

重要事項説明書

令和 6 年 6 月 15 日作成

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(大分市指定 第 4470112204 号)

1. 事業所の設置・運営法人

法人名	株式会社ラヴィング
法人所在地	大分市高江中央 1 丁目 1304 番地 1
電話番号	097-535-7115
代表者氏名	代表取締役 渡邊 利章
法人設立年月日	平成 28 年 1 月 12 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護支援事業所
事業所の名称	Greenガーデン居宅ケアプランニング高江
事業所の目的	高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
事業所の所在地	大分市高江中央 1 丁目 1304 番地 1
電話番号 (Fax)	097-535-8301 (Fax 097-535-7116)
建物の構造 及び建物の延べ床面積	鉄筋コンクリート3階建耐火建築物 1728.37m ²
管理者	佐藤 秋子
事業所の運営方針	○利用者や家族との対話を通じた利用者ニーズに応えられる運営を行い、大分地区における老人福祉の拠点としての役割を果たすよう努める。 ○利用者が満足して頂けるよう介護支援専門員の知識向上を図るとともに、行政・地域包括支援センター・各介護事業者等と連携を密にし一般社会と同様な生活ができるよう援助する。
開設年月日	令和 6年 6月 15日

3. 職員の配置状況等

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	員数	職務内容
1. 管理者兼介護支援専門員	1名	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たる。

4. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 大分市 別府市 由布市 臼杵市
- (2) 営業日 月曜日～土曜日
但し、祝日、年末年始（12月30日から1月3日まで）を除く。
- (3) 営業時間 8:30～17:30
但し、電話等により24時間常時受付等が可能な状態とする。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 居宅サービス計画の作成

ご契約者ご家庭を訪問して、ご契約者心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。居宅サービス計画の作成にあたっては、複数の居宅介護サービス事業者等の紹介を求めるこことや、居宅サービス計画原案に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

(2) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

(3) 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(4) 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(5) サービスの利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、

ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用料金の全額をいったんお支払い下さい。この場合、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、市町村（保険者）の窓口に提出しますと、全額払戻しを受けることができます。

6. サービスの利用に関する注意事項

（1）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供開始時に担当の介護支援専門員を決定します。

（2）介護支援専門員の交替

- ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

- 事業者の都合による交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。この場合、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

7. サービス提供の終了について

事業者は、利用者に対して継続して居宅介護支援サービスを提供しますが、下記の場合には、サービスの提供を終了します。

- ①利用者が死亡した場合

- ②利用者の心身の状況が、要介護認定により自立と判定された場合

※この場合、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、関係機関の紹介等、必要な支援を行います。

- ③事業者の解散、介護保険指定の取り消しその他により事業継続ができなくなった場合

- ④利用者からの解約の申し出

利用者から解約を希望する日の7日前までに解約届を提出された場合

- ⑤事業者からの解約の申し出

以下の場合には、当事業所から解約を申し出ることができます。

- 利用者が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、

又は不実の告知を行った結果、サービスの提供を継続しがたい場合

- 利用者が故意または重大な過失により事業者または従業者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、サービスの提供を継続しがたい場合

8. 個人情報の保護

当事業者が利用者に対してサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、管理者の管理の下保管し、処分の際にも漏洩の防止に万全を期します。

個人情報使用にあたっては、同意書を作成し記名・押印をいただき使用するものといたします。

適切な居宅介護支援サービスを提供するために必要な個人情報は下記の「個人情報取扱いの目的」に示した通り必要な関係機関と相互にやり取りし、連携に努めます。

＜個人情報の取扱いの目的＞

① 事業所内での利用

- 利用者様に提供する居宅介護支援サービス（代行申請・相談・サービスの調整等）
- 介護保険請求事務
- 実習生への協力
- 事故等の報告
- サービス向上を目的とした事例検討会
- その他利用者様にかかる管理、運営業務

② 当事業所以外への情報提供としての利用

- 他の介護保険サービス提供事業所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、病院、診療所等との連携及び照会
- 大分県国民健康保険連合会への介護給付費請求業務
- 大分県国民健康保険連合会又は保険者からの照会への回答

③ その他の利用

- 外部監査機関への情報提供

9. 苦情処理について

（1）当事業所における苦情の受付担当

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情・相談受付窓口（担当者）	
受付時間	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

（2）苦情処理の方法

- ① 苦情があった場合は、直ちに相談担当者が本人または家族に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに担当の介護支援専門員、また、苦情の内容がサービス事業者に係る分については、サービス事業者のサービス提供担当者からも事情を確認します。
 - ② 苦情内容については管理者に報告するとともに、相談担当者が必要があると判断した場合は、事業所の職員全員で検討会議を行います。
 - ③ 検討の結果等を踏まえて、速やかに具体的な対応をします。
 - ④ 記録を台帳に保管し、再発防止と今後の改善に役立てます。
- (3) 行政機関その他の苦情受付機関
- | | |
|-------------------|--------------|
| 大分市福祉保健部 長寿福祉課 | 097-537-5679 |
| 大分県福祉サービス運営適正化委員会 | 097-558-0300 |

10. 人権の擁護、虐待の防止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、運営規定に定める措置を講ずるものとし、下記の責任者を置く。

人権擁護・虐待防止責任者	管理者
--------------	-----

11. 非常災害対策

事業所は、非常災害時に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期するものとします。

重 要 事 項 説 明 同 意 書

令和 年 月 日

Greenガーデン居宅ケアプランニング高江のサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 Green ガーデン居宅ケアプランニング高江
担当者

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、Greenガーデン居宅ケアプランニング高江のサービスの提供開始に同意しました。

利用者 氏名

身元引受人 住所

氏名

身元引受人 住所

氏名